

議案第98号

大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市火葬場条例の一部を改正する条例

大田原市火葬場条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 火葬炉及び待合室使用料

（単位：円）

区分	単位	使用料			
		死亡者が本市の住民	死亡者が那須塩原市のうち旧西那須野町及び旧塩原町の区域の住民	死亡者が那須塩原市のうち旧黒磯市の区域及び那須町の住民	死亡者が左記以外の住民
火葬炉	大人（13歳以上の者）	無料	10,000	16,000	50,000
	小人（13歳未満の者）	無料	5,000	8,000	30,000
	死産児	無料	3,000	5,000	20,000
待合室	一室（2時間以内）	3,500	3,500	7,000	10,000

2 汚物炉使用料

（単位：円）

区分	単位	使用料		
		使用者が本市並びに那須塩原市のうち旧西那須野町及び旧塩原町の区域の者	使用者が那須塩原市のうち旧黒磯市の区域及び那須町の者	使用者が左記以外の者
汚物炉（手術肢体及び胞衣汚物）	一個（30キログラム未満）	1,000	2,000	20,000

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による施行の前日に、この条例による改正前の大田原市火葬場条例第2条の規定により使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。